

支那海航婦女、周元件同

日 本 警 寶 證 令

總 办 公 事 務 第

總 办 公 事 務 第
總 办 公 事 務 第
總 办 公 事 勿 第

警 保 事 務
警 保 事 務
事 務 官
事 務 官

昭 和 十 三 年 十 月 四 日

丙



章

加 行

十一

月 八

日

廿五

年

月

日

廿五

年

月

日

三

支那海航婦女、周元件同

第
月
日

本日南支派遣軍古庄部队參謀陸軍

航空兵少佐久門有文及陸軍荷微募軍

長弓南支派遣軍、蘇安所設置、有文

要付體書ノ目的トスル婦女約四百名

スル事ヲ観意アリタレト、申古アリスル

二仲丁、東平二月二十三日内署名簽呈第五號

通牒、詰ニ依リテソヤ取扱、ナリテ、左記ノ各地
方至一、
通牒之件
婦女約四百名
スル事ヲ観意アリタレト、申古アリスル
之ソレナ莫革々シ理地、向ヘシム取扱計
相成可也、或

追ア段、台唐俗音符、手ソ通じ同地

約三百名通牒、手取扱、其ノ右

一内地、松平某軍之理地、向“レム”砲臺之目的

トニル婦女一約百名程度

トレ、大改(キロ)、山口(五名)、兵卒(一十名)

福岡(一〇〇名)、山口(五名)、兵卒(一十名)

トニル婦女一約百名程度

トニル婦女一約百名程度

トニル婦女一約百名程度

二、右川平翁(抱主)、理地、軍道安所、松平

右之公少士、特、破、宣士、翁、送、室、乙、下

井、川、平、翁、(抱主)、理、地、

(内地)、台、湾、支、援、之、テ、抱、主、、費、用、シ、元、運、行、同、地、人、大、体

三、松平、婦女、一、萬、民、川、平、翁、(抱、主)、

御、川、平、翁、(抱、主)、萬、民、(抱、主)、

四、内地、向、レム、砲、臺、之、目的。

尚、在、他、諸、邦、中、

今“台湾布羅達車”^{スコット}、定期級船アムヤン

之二組、川中島有同行。

四、在牛、同之送客、付于、陳軍有微蒂。

及參謀部、軍事、軍令團、古、吉田大尉

之、當事、處理地、軍司、全部、軍木、少佐、之、處。

五、以上、外、尚之、華婦女、及、多、ト、ニ、如、各、

候、古、社、部、隊、如、部、來、軍、將、都、一、社

六、之、外、當、之、華、婦、女、及、多、ト、ニ、如、各、

七、南支、派、軍、一、對、人、之、全、部、之、統

一、引、卒、許、可、證、々、交、付、之、極、私、放、

八、下、上、(之、向、參、謀、歸、原、上、直、之、軍、印、隊)

九、本、件、經、航、二、付、之、兩、路、者、及、地、方、主、之、之、婦、女、一、幕、某、及、女、港、開、之、位、宣、

十、候、其、止、與、向、內、寒、人、理、地、之、於、古、婦、女、保、護、軍、於、光、公、往、古、不、

十一、候、其、古、婦、女、保、護、軍、於、光、公、往、古、不、

十二、候、其、古、婦、女、保、護、軍、於、光、公、往、古、不、

十三、候、其、古、婦、女、保、護、軍、於、光、公、往、古、不、

(1) 川平商（抱主）理地、松立塗仕尾川佐屋（抱主又一家理

通）ナハトスミ付、此碑書ヲ用意シテ

怪帆乞婦女、川平商又一身元一特、

被宣外有物事且相當故、破棄

婦女ナ引平レ抱地、列リ家主安所、

経営レ得ルモノ遙寄之手

テ南文派遣軍、対ノモノ金部ナ既

引平許可證ナ交付スル取扱コト

上文（之内參謀總軍、上面、各部隊

付レ 21号干達ニ

婦女、募集及出港、周辺宜シ供與入
六、右件候駁、付レ之内隊員及地方廳ハ之ガ

内務省

ルニ止メ、勢の内窓及理地、於立婦女、保

護"單、於テ充々付意。

七、以上、依リ旦在年二月二十三日量休る旨通

特ノ考慮レ有件、候婦女一対シテ、左
記、如ク前記各社員、通牒レシシ取扱、

乙ムハナト(不取扱レシシ又シモア)

通牒

監視

警保局警務甲第一三五號

九月三日

大改
印記、山口

伊宣

信

南支方面候、航婦女、兩枚一陶之

支那航婦女、陶シテ、右
年二月二十

三十日拂有本監第五回、通牒、次第

有之候文、南支方面、於テニ之早總

小説

規格

葉外目的上云 持殊婦女以身之模様
十九之末夕其良辰十理地多一希望一次
第又有三事性已之得失十得失之取
付ナハ左側右側左側左側之取
扱コトト致系付持持中紀念
立文

	記
一	搭主之川半舟一通字(又附板)
(引手)	花主(ハ)
(引)	花童(ハ)童(ハ)高(ハ)學(ハ)一中(ハ)身(ハ)許(ハ)破(ハ)
ニ	ニテ南(ハ)方(ハ)面(ハ)、於(ハ)軍(ハ)庭(ハ)大(ハ)所(ハ)
便(ハ)云(ハ)及(ハ)之(ハ)際(ハ)十(ハ)遇(ハ)也(ハ)之(ハ)南(ハ)方(ハ)	
タヘリ半舟十シテ通字(ハ)之(ハ)南(ハ)方(ハ)	
而(ハ)那(ハ)軍(ハ)庭(ハ)大(ハ)所(ハ)	
許(ハ)大(ハ)	

中檣板在若江其役至後當一帶

官門在石之候宜開係方而推薦又
此等之船造何丈造之候當有

向來的希望、甚極取運之

通定之

(12) 魏葉少用以卜之南支方面へ接航予詔

山九婦女數“約四百名十之二、之、大沒
約一百名、五部計約五十名、每年各約一百名、

福國女約百名及山口女約五十名、刻掌
三十名、合之三十九名、其引率為遼陽也
有可之、惟之運也其引率為遼陽也

一隊午陰、行、右婦女、音入レテ、鶴、
其ノ怪紙、一ノ下多岐、佐シ、麻板、二十、

組乙板紙、乙ノ婦女、古音、右搭、色、
外三テ五毛、支ナコト

(11) 一ノ半弓、拉主、引半弓、婦女、古
「十五乃五三十又程、主ト本ニテ」

不思、非井、久種、一有子、

(12) 前三項、依リ、蘇安所、経営シ、希望スル

者、甲九卜半、直、其、引半弓、之、経営者、
一候所、及、云、往、又、引半弓、予、芭、婦

女、芭、シテ、露、強、早、之、他、巾、拂、者、通、芭、之、
軍印

(13) 所、返、布、書、甚、半、芭、證、收、書、之、送、付、乙、二

付之。依「太魂葉」の目的十二ノ段、航入

婦女、宿、萬葉二年

(1) 前項怪船婦女、内地も遣一切令其、

川平若氏又怪船婦女、船、内地も遣如又

市宝用々又台湾事達到焉第此月日又

内省通部三十(此通部一依「台湾」一級船
ヲ手配又)官吏施多、怪船、日本、上、同地在

二、怪船婦女

(1) 驅葉ノ目的十二ノ段、怪船婦女、理(在)内地、

於テ駆使其、他事、海上、駆葉ノ當、公

者、二ノ段、滿、二十一ノ以上且身体強壯

十九年

(2) 前項、外、十五年二月二十号警保局通

機器室、電氣室

(1) 電氣室之用的上之船艙婦女、對之身分

證明書、發給而健康證明書、提出

之、健康證明書、行、掌健康下

之、總大之、上之、交付之、下

31年6月 檢定上、期初

規格 B.5

(1) 例半高、在主、上、船艙婦女、上、總大之

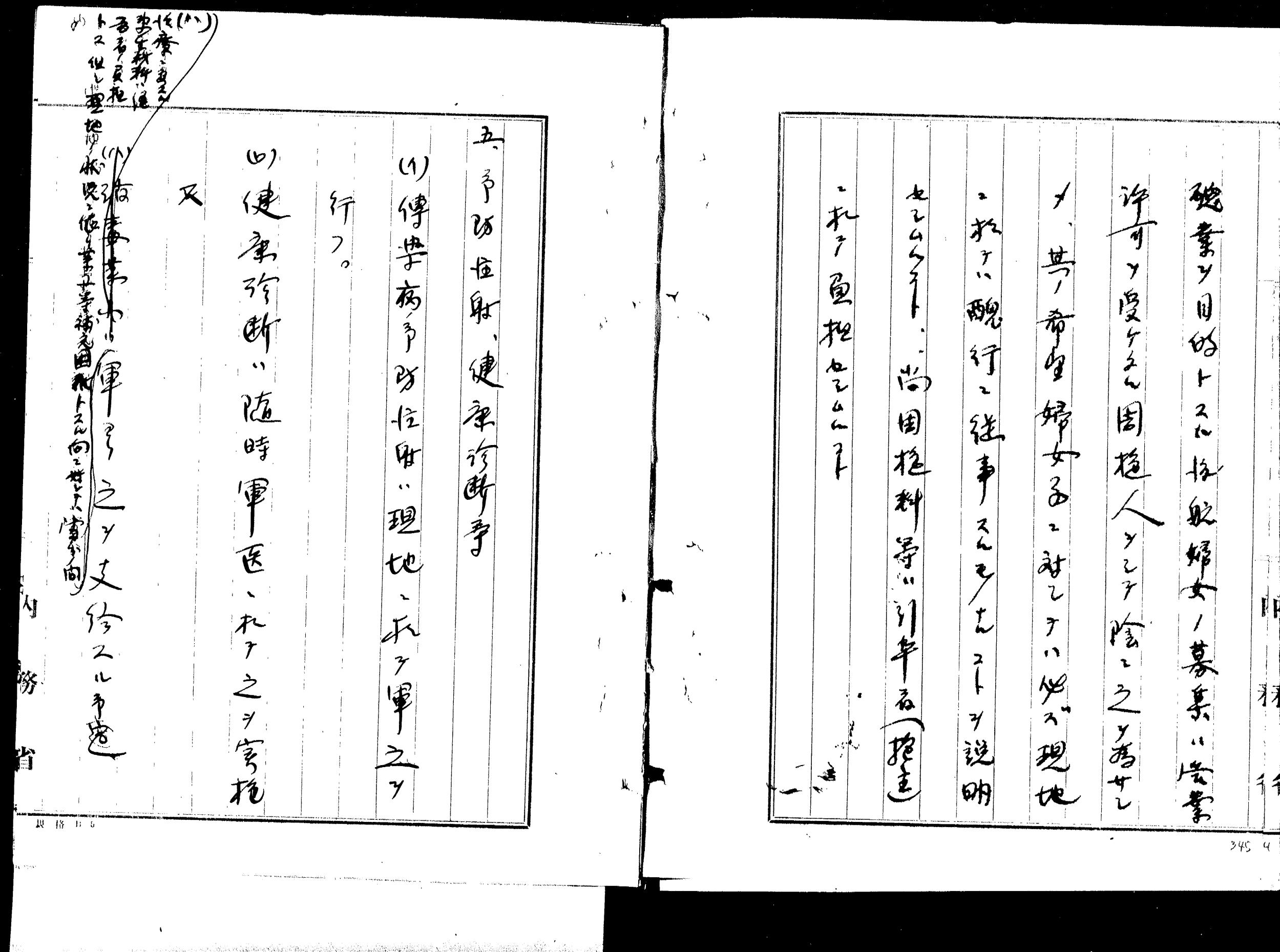
可傳與為、一、歲、短期、子、主、上、而傳、全、

可、小、船、上、3、レ、ム、ア、ト

(2) 其、地、移、業、向、之、一切、事、該、理、地

軍、當、事、一、持、主、送、下

四、萬事



六、對其行軍切不可發。

(1) 雖安所往至一切及又建局之軍一概不

遇見使用之公車

其事更休亦同之

(2) 其他軍械指揮監督之士

五、對其行軍切不可發。

六、對其行軍切不可發。

警保局警務甲第
三、號二

帶二事

力當有量伍自量其量

七、對其行軍切不可發。

南支方面，般婦女，而被之固之

八、般已由得，南支方面，一確其目的上之。
婦女約四百名，般與之謀，卜上相成之

九、引半一抱主，大改，立初，兵卒，

福岡又山口、名古屋下り道第6之加婦女

募集之為別役、追右音、通號、處置組

候、或、貴等、有事、有接駁、參照、

婦女、甲子、里科、付事、巾、食置相成、

高木
正申

南支派遣軍參謀

陸軍航空兵少佐 久門有

舊傷高長閣

廬

李軍約五百名
廣東二御派道方
御轉旋願上以

内務省發警第5號

昭和十三年二月二十三日

内務省警保局長

殿

支那渡航婦女、取扱二閑入ル件

最近支那各地ニ於ケル秩序ノ恢復ニ伴ヒ渡航者
者シク増加シツツアルモ是等ノ中ニハ同地ニ於
ケル料理店、飲食店、カフエー又ハ貨座敷

類似、營業者ト聯繫ヲ有シ是等、營業=從事スルコトヲ目的トスル婦女寡+カラザルモノアリ更ニ亦内地ニ於テ是等婦女、募集周旋ヲ為ス者ニシテ怜モ軍當局、諒解アルカノ如キ言辭ヲ弄スル者モ最近各地=頻此シツツアル状況=在リ婦女ノ渡航ハ現地=於ケル實情=鑑ミルトキハ蓋シ必要已ムヲ得ザルモノアリ警察當局=於テモ特殊ノ考慮ヲ拂ヒ實情=即スル措置ヲ講ズル、要アリト認メラルモノ是等婦女ノ募集周旋等ノ取締ニシテ適正ヲ缺カシ力帝國ノ威信ヲ毀ケ皇軍ノ名譽ヲ害フノミ止マラズ

銃後國民特出征兵士遺家族=好マシ力ラザル影響ヲ與フルト共=婦女賣買=関スル國際條約ノ趣旨ニモ悖ルコト無キヲ保シ難キヲ以テ旁ミ現地ノ実情其ノ他各般ノ事情ヲ考慮シ爾今之ガ取扱=関シテハ左記各號=準據スルコトト致度依命此段又通牒候

記

一、醜業ヲ目的トスル婦女、渡航ハ現在内地ニ於テ娼妓其ノ他事實上醜業ヲ營ミ、

滿二十歳以上且花柳病其ノ他傳染性疾患ナキ者ニシテ北支、中支方面ニ向ノ者ニ限リ當分ノ間エヲ默認スルコトトシ昭和十二年八月米三機密合第三七七六號外務次官通牒ニ依ル身分證明書ヲ發給スルコト

二、前項ノ身分證明書ヲ發給スルトキハ稼業ノ假契約ノ期間満アシ又ハ其ノ必要ナキニ至リタル際ハ速ニ歸國スル様豫メ

三、詮旨スルコト

三、醜業ヲ目的トシテ渡航セントスル婦女ハ必ズ本人自ラ警察署ニ出頭シ身分證明書ノ發給ヲ申請スルコト

四、醜業ヲ目的トスル婦女ノ渡航ニ際シ身分證明書ノ發給ヲ申請スルトキハ必ず同一戸籍内ニ在ル最近尊族親、尊族親ナキトキハ戸主ノ承認ヲ得シムルコトトシ若シ承認ヲ與ベキ者ナキトキハ其ノ事実ヲ明ナラシムルコト

五、醜業ヲ目的トスル婦女ノ渡航ニ際シ身分證明書ヲ發給スルトキハ稼業契約其ノ他各般ノ事項ヲ調査シ婦女賣買又ハ略取誘拐等ノ事実ナキ様特ニ留意スルコト

六、醜業ヲ目的トシテ渡航スル婦女其ノ他

一般風俗ニ關スル營業ニ從事スルコトヲ
目的トシテ渡航スル婦女ノ募集周旋等
ニ際シテ軍ノ諒解又ハ之ト連絡アルガ
如キ言辭其ノ他軍ニ影響ヲ及ボスガ
如キ言辭ヲ弄スル者ハ總テ嚴重ニ之
ラ取締ルコト

六、前號ノ目的ヲ以テ渡航スル婦女ノ募
集周旋等ニ際シテ廣告宣傳ヲナシ又ハ
事実ヲ虛偽若ハ誇大ニ傳フルガ如キハ
總テ嚴重之ヲ取締ルコト又之ガ募集
周旋等ニ從事スル者ニ付テハ嚴重ナル
調査ヲ行ヒ正規ノ許可又ハ在外公館

等ノ發行スル證明書等ヲ有セズ身許
ノ確実ナラザル者ニハ之ヲ認メザルコト

萬

米三機密會第三七七六號

昭和十二年八月三十一日

外務次官 摘 内 謙 介

不良分子ノ渡支取締方ニ關スル件

從來支那ニ渡航スルニハ旅券ノ必要ナク自由ナリシ處今國ノ日
支事變ニ關聯シ支那在留邦人ハ多數引揚ケ其ノ遺留財產ニ對ス
ル保護警戒等モ行渉リ兼スル今日或ハ殘留セル邦人ヲ煽動シテ
事ヲ爲サントン或ハ混亂ニ紛レテ一儲セントスル等ノ無賴不良
ノ徒ノ支那渡航ハ此際嚴ニ之ヲ取締ルノ必要アリ既ニ滿洲國及

規格 B.5.

關東州ニ於テハ夫々之力措置ヲ爲シ又關係在支帶國公館ヨリモ
右取締方申越ノ次第アリタルニ付テハ道ナ何分ノ義申通スル迄
今後當分ノ間支那ニ渡航セントスルト一般本邦人ニ對シテハ所
轄警察署長ヨリ〔〕又公務ノ爲派遣セラル者ニ對シテハ派遣官
公署ヨリ別紙手續ニ依リ身分證明書ヲ發給スルコトトン右身分
證明書ヲ有スルカ又ハ正式旅券ノ發給ヲ受ケタル者ノ外ハ支那
ニ向ケ乗船セシメサル様御取扱相成度而シテ右身分證明書ノ發
給ニ關シテハ前記ノ趣旨ニ依リ業務上又ハ家庭上其ノ他正當ナ
ル目的ノ爲至急渡支ヲ必要トスル者ノ外ハ此際可成自發的ニ渡
支ヲ差控ヘシムルコトニ御取計相成度以テ在支皇軍ノ軍後方地區
ノ治安確保ニ協力相成様致度尙本件ノ趣旨ハ一般ニ周知方可然

御取計相成度右關係官廳トモ協議ノ上依命此段申造入

本信送付先 警視總監、各地方長官、關東州廳長官

本信寫送付先 内閣書記官長、法制局長官、貢勳局總裁、資
源局長官、對滿事務局次長、企劃廳次長、樞密院書記官長、
宮內大官、各省次官、社會局長官、貿易局長官、特許局長
官、會計檢查院長、行政裁判所長官、貴族院書記官長、衆
議院書記官長、日本郵船會社長、大阪商船會社長

官、司理部員、日本海軍幹部、大蔵官員等

官、海軍幹部、兵庫、警視、陸軍幹部、官公事、官吏、將校、參謀、本
 軍內大官、各款大官、海會風景、寶島風景、神奈川風景、關東風景、
 菊洲風景、燐龍森羅風景、金匱風景、燐海風景、周會風
 景、本管轄幹部、内閣總理大臣、議院議長、參議院議長、貴
 族院議長、貴族院議長、本院院長、國會議長、關東府長官
 本管轄幹部、參議院議長、參政院議長、關東府長官

關東省財政廳、關稅廳、關稅廳、水政廳、土產廳、關東府廳

萬

支那渡航取扱手續

「日本内地及各殖民地ヨリ支那ニ渡航スル日本人（朝鮮人及臺灣
 暫籍民ヲ含ム）ニ對シテハ當分ノ間居住地所轄警察署長ニ於
 テ甲號様式ノ如キ身分證明書ヲ發給スルモノトス

但シ制服着用ノ日本軍人軍屬ニ對シテハ此ノ限ニ在ラス
 前項ノ身分證明書ハ公務ノ爲派遣セラルル官吏其ノ他ノ者ニ
 對シテハ派遣官公署ニ於テ乙號様式ニ依リ之ヲ發給スルモノ
 トス

二 警察署長第一項ノ身分證明書ノ下付願出アリタルトキハ本人
 ノ身分、職業、渡航目的、要件、期間等ヲ調査シ左ノ通取扱
 フ

、要食、傳染、通緝犯等、要管、被開除等の事由成る者又は
前項ノ事由外に、農業試験官等で於て就職する事由又は就入
機関等へ通勤會公費ニ付する職務者等は、
前項ノ事由外に、公務、獄務職士等或其官吏等へ附く者又
は、職務上家庭上其ノ他正當目的ノ爲至急渡支ヲ必要トスル者
以外ノ者ニ對シテハ可成自發的ニ渡支ヲ差控ヘシムルモノ
トス

支那事務局長官

- (1) 素性、經歷、平素ノ言動等不良ニシテ渡支後不正行爲ヲ爲
スノ虞アル者ニ對シテハ身分證明書ヲ發給セス
- (2) 乘務上家庭上其ノ他正當目的ノ爲至急渡支ヲ必要トスル者
以外ノ者ニ對シテハ可成自發的ニ渡支ヲ差控ヘシムルモノ
トス
- 出發港所轄警察署長ハ第一項ノ身分證明書又ハ帝國政府發給
ノ旅券ヲ有スル者ニ非ラサレハ支那ニ向ケ乗船セシメサルモ
ノトス
- 本身分證明書ノ發給ニ對シテハ手數料ヲ徵收セス
- 本手續ハ支那行外國旅券ノ發給ヲ妨クルモノニ非ス
- 本手續ハ支那現地ノ事態ノ許ス限り可及的速ニ之ヲ解除スル

モノトス

日本手續ハ即時施行ス

但シ第三項ニ關スル限り昭和十二年九月十日ヨリ之ヲ施行

スルモノトス

内務省は、本件の施行に付隨する事務の簡便化を目的として、本件の手續を即時施行する。但し、第三項に關する限り、昭和十二年九月十日より之ヲ施行する。
本件の手續は、本件の施行に付隨する事務の簡便化を目的として、本件の手續を即時施行する。但し、第三項に關する限り、昭和十二年九月十日より之ヲ施行する。
本件の手續は、本件の施行に付隨する事務の簡便化を目的として、本件の手續を即時施行する。但し、第三項に關する限り、昭和十二年九月十日より之ヲ施行する。
本件の手續は、本件の施行に付隨する事務の簡便化を目的として、本件の手續を即時施行する。但し、第三項に關する限り、昭和十二年九月十日より之ヲ施行する。
本件の手續は、本件の施行に付隨する事務の簡便化を目的として、本件の手續を即時施行する。但し、第三項に關する限り、昭和十二年九月十日より之ヲ施行する。
本件の手續は、本件の施行に付隨する事務の簡便化を目的として、本件の手續を即時施行する。但し、第三項に關する限り、昭和十二年九月十日より之ヲ施行する。
本件の手續は、本件の施行に付隨する事務の簡便化を目的として、本件の手續を即時施行する。但し、第三項に關する限り、昭和十二年九月十日より之ヲ施行する。
本件の手續は、本件の施行に付隨する事務の簡便化を目的として、本件の手續を即時施行する。但し、第三項に關する限り、昭和十二年九月十日より之ヲ施行する。
本件の手續は、本件の施行に付隨する事務の簡便化を目的として、本件の手續を即時施行する。但し、第三項に關する限り、昭和十二年九月十日より之ヲ施行する。

（甲 程様式）	
身分證明書	
本籍	
現住所	
職業	
氏名	
生年月日	
一文書へ渡航する必要とする目的、理由、期間	
右證明ス	
昭和十二年 月 日	

規格上 5

規格 B.5

(派遣官公署) 官職氏名圖

昭和十二年 月 日

「支那へ渡航ヲ必要トスル目的、用務
右證明ス

官職 氏名
生年月日

身分證明書

(乙號様式)

寫